

令和8年度「AIを活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業」 AI 英語アプリ導入及びオンライン交流実施業務委託仕様書

1 業務名称

令和8年度「AIを活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業」AI 英語アプリ導入及びオンライン交流実施業務

2 事業目的

指定した中学校6校の2年生・高等学校4校の2年生に AI 英語アプリを導入するとともに、海外の中・高生とのオンライン交流を通して、英語での高い発信力を有するグローバル人材を育成する。

3 対象業務

AI 英語アプリ提供及び保守運用、生徒の英語力アセスメント、海外の中・高生とのオンライン交流の設定

4 業務内容

(1) 概要

下記ア～カは必須要件とする。

- ア AI 英語アプリは、電子端末を用いて利用できるクラウド型アプリケーションを活用すること。
- イ 同アプリケーションは、インターネットブラウザ（Google Chrome、Microsoft Edge 及び iOS Safari）上での利用ができること。
- ウ 同アプリケーションは、生徒が使用している電子端末を用いて生徒が音読、プレゼンテーション練習、やりとり練習、まとまりのある英文を書くライティング練習及びオンライン国際交流ができること。
- エ 同アプリケーションは、文部科学省学習指導要領に準拠し、中学校においては、導入校が使用するすべての外国語科の教科書に対応していること。高等学校においては、学習指導要領（平成30年告示）解説 外国語編 英語編 第2章 各節 2 内容 (3) 言語活動及び言語の働きに関する事項 に対応していること。
- オ 電子端末を用いて音読、プレゼンテーション練習、やりとり練習を行うだけでなく、オンライン国際交流を実施することで、生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上及び英語学習へのモチベーション向上等に資するものとする。
- カ 24時間利用できること。

(2) SLA (Service Level Agreement)

下記イ～オは必須要件とする。

- ア 英語 AI アプリにおいて、中学校第2学年と高等学校第2学年が使用する。
- イ 教員約60人、児童生徒約1,660人のアカウント数を提供すること。
- ウ ライセンスの発行及び各学校への提供については受託者が作業を行うこと。
- エ 約1,660人が同時アクセスしても遅滞なく通信できること。レスポンスは、通常時1秒以内、集中アクセス時3秒以内とすること。
- オ 対象の生徒、教員分の情報処理能力をもつこと。

(3) 音読・プレゼンテーション練習機能

下記ア～カは必須要件とする。

- ア お手本となる英語の音声を生徒が確認することが可能であること。

- イ 教員が音読用の英文を事前に登録することが可能であること。
- ウ 生徒が自身のプレゼンテーションを録画することが可能であること。
- エ 生徒が自身のプレゼンテーションを教員に提出することが可能であること。
- オ 音声認識技術を用いたスピーキングのスコアリングが可能であり、生徒に対して誤りを指摘することが可能であること。
- カ 生徒が自身のスコアリングの変遷を確認することが可能であること。

(4) やりとり練習機能

下記ア～エは必須要件とする。

- ア 生徒があらかじめ設定されたテーマにおいて、生成 AI を相手に、英語でのやりとり練習をすることが可能であること。
- イ 教員がトークテーマ・難易度・達成項目を設定することが可能であること。
- ウ 教員及び生徒が発言数、発話単語数、やりとりの回数等を確認することが可能であること。
- エ 教員が上記ウの他、会話履歴や生徒の発話音声等を確認することができるなど、教員の評価を補助するものであること。

(5) ライティング練習機能

下記ア～ウは必須要件とする。

- ア 生徒が英作文にあたり、文法チェックを行うことができること。
- イ 教員が英作文のテーマ、単語数、使用する単語・文法等の達成項目が設定可能であること。
- ウ 教員及び生徒が単語数、文法チェックを行った回数等を確認可能であること。

(6) オンライン国際交流

下記オ～キは必須要件とする。

- ア オンライン国際交流として、海外校との間で、①リアルタイムでの交流、②事前に撮影した動画を相互に交換し交流するビデオ交流、の2種類の交流が選択的に可能であること。
- イ 上記アのいずれを実施するかは、学校のニーズやインターネット環境等に応じて、学校と協議の上決定すること。
- ウ ビデオ交流の場合には、アプリケーション内で相互にコメントやリアクションをつけるなど非同期の形でも交流できること。
- エ オンライン国際交流を実施する学年・クラス数、合計回数などについては、別途協議して決定すること。
- オ 受託者はオンライン国際交流の相手校のマッチングを含めた各種調整サポートを実施すること。
- カ 受託者はオンライン国際交流のプログラムの立案・調整をすること。
- キ 受託者はオンライン国際交流の事前準備に関する副教材を提供すること。

(7) アセスメント

下記ア、イは必須要件とする。

- ア 「話す力」、「書く力」について CEFR-J 相当判定のテストを有していること
- イ 導入開始前（あるいは直後）と事業開始後に2回テストを実施できること

(8) 教員向けサポート

下記ア～オは必須要件とする。

- ア 教員が各生徒の練習回数やスコアを一覧で把握できる管理アカウントが発行可能であること。
- イ 国際交流英語学習教材の導入及び活用に関するサポートを行うこと。
- ウ 平日 9:00-18:00 まで対応可能な個別相談窓口の設置すること。
- エ 教員向けサポート及び研修を提供すること。
- オ 県教育委員会へ学校の利用状況を提供できるようにすること。

(9) セキュリティ対策

下記ア～エは必須要件とする。

受託者は、セキュリティ対策の実施に当たって、実施方法及び設定内容の詳細を本県と協議の上で決め、必要十分な対策を行うこと。

ア ウイルス対策等

受託者は、適切なウイルス対策及びマルウェア対策を行い、情報の改ざん、毀損及び漏えいなどを防止すること。また、適切な構成管理を行い、システムの動作に必要なソフトウェアの削除又はサービスの停止を行うこと。

イ 権限管理等

受託者は、利用者が操作・閲覧等可能な情報の範囲を、当該利用者が所属する学校の生徒に係る情報に限定するような制限を適切に行うこと。最低限度の権限管理として、学校を超えたデータ閲覧が発生しないように、適切なアクセス制限を行える環境とすること。

ウ 情報資産の取扱い

(ア) 受託者は、本業務の遂行にあたり、本県の所掌する情報資産の保護（データバックアップを含むものとする。）について万全を期すものとし、その機密性、可用性及び安全性を維持する上で必要な対策を行うこと。

(イ) 受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を、正当な理由無く第三者に与え、本業務の履行目的以外に使用することがないよう関係者に周知徹底し、所要の教育を行うこと。

(ウ) 受託者は、本県が教育内容について報告等を求めた場合は、必要な情報を提供すること。

エ 宮崎県情報セキュリティ関連業務特記事項

受託者は、委託業務の実施にあたり、本県が定める「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守すること。

(10) 業務委託に係るリスク管理

下記ア～ウは必須要件とする。

ア 受託者は、業務の実施にあたり、本業務に従事する従業員（再委託先等を含む。）もしくはその他の者による情報資産の保護（内部セキュリティ対策）に係る体制を整備すること。

イ 受託者は、資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類について、本県が求めた場合は提供すること。

ウ 受託者は、不正な変更が発見された場合に、本県と連携して原因を調査・排除できる体制を整備すること。

5 履行期間

契約締結日から令和9年2月5日まで

6 AI 英語アプリの納入期限及び納入場所

令和8年5月中

宮崎県内中学校6校、高等学校4校、宮崎県教育庁義務教育課、宮崎県教育庁高校教育課

7 成果品等の納入

次に掲げる成果品を指定の時期に提出すること。

なお、成果品の取りまとめにあたっては、宮崎県と十分な調整を行うこと。

	成果物	提出時期
(1)	業務完了報告書	事業完了後
(2)	各学校の月毎活用状況	翌月15日までに
(3)	オンライン国際交流実施報告	事業完了後
(4)	オンライン国際交流副教材	事業完了後
(5)	教員向けサポート研修資料	事業完了後
(6)	教員向けサポート対応一覧	事業完了後
(7)	アセスメント結果	アセスメント終了時(2回)

8 対象学年・人数

宮崎県内公立中学校・高等学校生徒 1,660人

教員、県教育委員会 60人